

# 栗東市商工会員限定（建設・工業） 技能講習受講支援事業

## 👉 事業内容

経営上必要となる、各種技能等の資質向上を図ろうとする栗東市商工会の建設業・工業会員事業所向けに企業負担となる受講料等の一部を支援する「助成事業」です。

## 👉 対象となる講習

事業を経営する上で必要となる技能講習等で、受講取得により当該事業所に有意義となるもの。

詳細は、「令和6年度 技能講習受講支援事業実施要領」でご確認ください。

## 👉 支援対象

### 栗東市商工会「建設・工業部会員」

事業主、従業員及び事業専従者が受講した技能講習等が対象となります。

※商業・サービス部会に所属されている方であっても、別添対象技能講習等一覧に記載されている講習の助成を希望される場合、各所属部会で承認されれば対象となります。

## 👉 支援内容

受講料・テキスト代の 1/2 以内  
(千円未満切捨て)

1 事業所につき 3万円 を限度

◆ 順次受付を行い、予算額に達し次第受付終了とさせていただきます。

## 👉 対象となる受講期間

令和6年4月1日（月）～

令和7年2月28日（金）まで

## 👉 申請方法

技能講習支援事業助成金申請書（様式1）を商工会へご提出下さい

< 申請書提出期限 >

令和7年3月21日（金）まで（必着）

< 申請に必要な書類 >

- ① 講習料の金額がわかる領収書等（写）
- ② 講習会受講したことがわかる修了書等（写）
- ③ 講習の受講申込書（写）等、受講した内容・受講料の明細がわかる書類の写し ※上記①②で確認出来る場合は省略可

ホームページからも様式を取得できます

< 様式のダウンロード >

商工会HPより、実施要領・申請書のダウンロードが出来ます

<http://www.rittosci.com/>

栗東市商工会

検索



栗東市商工会建設部会・工業部会



TEL：077-552-0661 FAX：077-553-5263 担当：井戸・馬場

# 令和6年度 技能講習受講支援事業実施要領

栗東市商工会 建設・工業部会

## 1. 目的

経営対策の一環として、経営上で必要となる各種技能等の資質向上を図ろうとする建設・工業部会会員事業所に対して、取得する費用の一部を助成することにより、事業所の持続的な経営と発展に寄与することを目的とします。

## 2. 対象となる講習等

助成対象となるのは、建設・工業部会会員事業所の事業主・従業員・事業専従者が受講した技能講習等で、次の各号のいずれかに該当し、本会が認めるものとします。

- (1) 事業を営む上で必要となる技能講習であること
- (2) 受講取得により当該事業所に有意義であると認められるもの
- (3) その他自己啓発と自主学習意欲を喚起し当該事業所の発展に貢献すると認められるもの

※助成対象となる講習等については別紙「[参考資料](#)」をご参照下さい。

記載されていない講習等でも、建設・工業に関連した専門的な内容で申請して頂ければ、商工会で審査し、当該事業所の発展に貢献すると認められれば助成対象とします。

※商業・サービス部会に所属されている方であっても、別添対象技能等講習一覧に記載されている講習の助成を希望される場合、各所属部会で承認されれば対象となります。

## 3. 対象となる受講期間

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

## 4. 助成金申請書の提出期限

令和7年3月21日（金）必着

## 5. 助成金額

助成金額は、受講料・テキスト代の1/2以内（千円未満切捨て）とし、1事業所あたり年間30,000円を限度とします。

なお、キャリア形成促進及び建設教育訓練など、他の助成金を受けた場合はこれらを除き自己負担の範囲内とします。

**※順次受付を行い、予算額に達し次第、受付終了とさせていただきます。**

## 6. 申請方法

講習終了後、速やか（概ね1か月以内、もしくは申請書提出期限の令和7年3月21日（金）必着（郵送可））に当会所定の申請書「[様式1](#)」に、受講申込書と受講終了がわかる書類及び領収書の写しを添付し、郵送・FAX・メールにて下記事務局あて提出して下さい。

【事務局】 栗東市商工会 〒520-3047 滋賀県栗東市手原三丁目1-25

TEL：077-552-0661 FAX：077-553-5263

E-mail: info@rittosci.com